２　警察庁の警察官のうち、法第四条第一項の国家公安委員会が指定する警視以上の者は、次に掲げるものとする。

一　関東管区警察局長の職にある者

二　関東管区警察局のサイバー特別捜査隊の警視以上の階級にある警察官

３　前項各号に掲げる者は、傍受令状の請求をするに当たり、裁判官の要求があったときは、国家公安委員会が交付する別記様式第十一号の証票を提示しなければならない。

［別記様式を加える。］

別記様式第11号（第30条関係）

No._____

証　　票

所属
官職　氏　　名

上記の者は犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第４条第１項の規定による指定を受けた司法警察員であることを証明する。

年　月　日

国家公安委員会　　印

備考　表中の［　］の記載は注記である。